

# 広島県教育委員会会議録

令和元年8月9日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和元年8月9日(金) 13:00開会

15:14閉会

1 出席者

教育長	平川理恵
委員	細川喜一郎
	中村一朗
	志々田まなみ
	近藤いずみ
	菅田雅夫

2 欠席委員 なし

3 出席職員

教育次長	長谷川信男
管理部長	池田克輝
教育部長	福島一彦
乳幼児教育・教育支援部長	池田肇
参与	生田徳廉
理事	榊原恒雄
経営企画監	沖本勝豊
総務課長	江原透
秘書広報室長	山崎真紀
教職員課長	山田哲也
文化財課長	白井比佐雄
学校経営支援課長	山本聖典
学びの変革推進課長	寺田拓真
乳幼児教育支援センター長	田坂嘉章
義務教育指導課長	河北光弘
高校教育指導課長	竹志幸洋
豊かな心育成課長	阿部由貴子
特別支援教育課長	三浦直宏

## 教育委員会会議定例会日程

日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	第1号議案	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	1
日程第3	第2号議案	不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則等の整理について	4
日程第4	報告・協議1	令和2年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について	5
日程第5	報告・協議2	広島県公立高等学校入学者選抜制度に関するアンケート結果について	6
日程第6	報告・協議3	平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査の結果の概要について	9
日程第7	第4号議案	広島県博物館協議会委員の任命について	11
日程第8	報 第1号	知事の専決処分に対する意見について	11
日程第9	報告・協議4	令和2年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について	11
日程第10	報告・協議5	令和2年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について	11
日程第11	第3号議案	教職員人事について	11

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を始めます。  
直ちに日程に入ります。  
まず、会議録署名者の件ですけれども、本件は、会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。  
会議録署名者として、志々田委員及び近藤委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

( 承 諾 )

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。  
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思います、いかがでしょうか。  
細川委員： 第3号議案及び第4号議案は、個別の人事に関する案件、報第1号は、議会提案前の内部検討を行うもの、報告・協議4及び報告・協議5は、成案となる前の内部検討について報告を受けるものでありますから、審議は非公開が適当であるかと思えます。  
平川教育長： ほかに御意見はありませんか。

( な し )

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発言について採決いたします。  
第3号議案の教職員人事について、第4号議案の広島県博物館協議会委員の任命について、報第1号の知事の専決処分に対する意見について、報告・協議4の令和2年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について、報告・協議5の令和2年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。  
したがって、本日の議題は、第3号議案、第4号議案、報第1号、報告・協議4及び報告・協議5を公開しないで審議することといたします。

#### **第1号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について**

平川教育長： それでは、第1号議案、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、沖本経営企画監、説明をお願いいたします。  
沖本経営企画監： それでは、第1号議案によりまして、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について御説明申し上げます。  
この「点検及び評価」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、毎年点検・評価を行うものでございます。  
それでは、1ページを御覧ください。本日は、時間の関係上、報告書の冒頭に記載しております「点検及び評価の結果概要」によりまして、御説明をさせていただきます。八つの施策ごとの結果概要につきましては、3ページ以降でございますが、平成30年度の成果、残された課題を明らかにするとともに、取組の方向を整理し、施策に対する評価を行い、学識経験者から頂いた御意見を掲載しております。  
なお、達成状況、評価につきましては、「順調」、「概ね順調」、「やや遅れ」、「遅れ」の4段階となっており、今回の評価結果といたしましては、「順調」が3施策、「概ね順調」が5施策となっております。  
なお、評価を「順調」とする目安といたしましては、「全ての指標について、それぞれの目標値を9割以上達成しており、全ての取組が遅れることなく推進されているもの」としております。  
それでは、各施策の評価と、その理由の概略について御説明申し上げます。  
まず、「乳幼児期における質の高い教育・保育の推進」についてでございます。この施

策につきましては、昨年度設置した「乳幼児教育支援センター」を中心に、乳幼児教育支援アドバイザー訪問事業など、プランに掲げる施策を着実に実施しているところがございます。指標は目標値を若干下回ってはおりますが、現状の取組を引き続き進めることで、五つの力の育成につながっていくものと考えられることから、「順調」としております。

外部有識者からの意見といたしましては、「乳幼児期の取組については、急激に成果が出ることは難しく、継続して取り組んでいくことが重要なので、今後は数値が改善することを期待している」などの御意見を頂いております。

以降の施策につきましては、時間に限りもございますことから、恐縮ですが、評価及びその理由の概略のみを御説明申し上げます。

『「知・徳・体」のバランスのとれた「基礎・基本」の徹底』についてでございます。この施策につきましては、事業指標の多くは目標を上回る、又は前年度より向上し、施策全体としては成果が上がっておりますが、不登校児童生徒の割合が増加傾向にあるなど、学校になじめない子供たちが一定数存在しているという課題があることから、「概ね順調」としてしております。

次に、『「これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学び」を促す教育活動の推進』についてでございます。この施策につきましては、「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合が伸び悩んでおりますが、「課題発見・解決学習」に取り組む学校の割合が向上するなど、学校・教員・県民の皆様の意識は変わりつつあり、授業改善や評価方法の研究など、「課題発見・解決学習」の質的向上に引き続き取り組むことで、主体的な学びを促すことにつながると考えられることから、「概ね順調」としてしております。

次に、2ページになりますけれども、「一人一人の多様な個性・能力をさらに生かし、他者と協働しながら、新たな価値を創造していくことができる力の育成」についてでございます。この施策は、一人一人が自己実現と社会貢献を図れる社会を実現するために、地域への愛着を持つ多様で厚みのある人材層の形成を目指して取り組んでいるものでございまして、平成30年度は、特色ある学校作りに向けて、三次中学校の新設など4件の再編整備を実施したほか、地域に愛着を感じている児童生徒の割合が高水準を維持するなど、取組全体が遅れることなく推進されていることから、「順調」としてしております。

次に、「教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援」についてでございます。この施策につきましては、特別支援教育に関する指標の全てが前年度から大きく改善しておりますが、不登校に係る支援が喫緊の課題となっているなど、全ての子供たちの能力と可能性を最大限高めるための対策が急務となっていることから、「概ね順調」としてしております。

次に、「教職員の力を最大限発揮できる環境の整備」についてでございます。この施策につきましては、ICT環境の整備など、情報化に対応した教育の推進の面では遅れが見られるものの、教員の資質・能力の向上に関する取組や、業務改善に関する取組などを着実に進めており、施策全体としては成果が上がっていることから、「概ね順調」としてしております。

次に、「安全・安心な教育環境の構築」についてでございます。この施策につきましては、一部の指標で目標を下回っておりますが、昨年度の豪雨災害を受けて、新たな防災教育の手引を作成したほか、被災した学校等の改修工事等を計画的に進めていること、また、地域と連携した教育も着実に推進していることから、「概ね順調」としてしております。

最後に、「生涯にわたって学び続けるための環境づくり」についてでございます。この施策につきましては、歴史民俗資料館などの入館者数が目標値を若干下回っているものの、学校の延べ利用回数などが昨年度から大きく向上しているほか、生涯学習・社会教育を進める環境作りに着実に取り組んでおり、取組全体が遅れることなく推進されておりますことから、「順調」としてしております。

概要は以上でございますが、最も重要なことは、こうした点検・評価によりまして、PDCAサイクルを着実に回していくことと考えておりまして、そうした取組の積重ねにより、「広島で学んで良かったと思える日本一の教育県の実現」を図ってまいりたいと考えております。

なお、本日御審議いただく点検・評価につきましては、今後、教育委員会のホームページにおいて公表する予定としております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

中村委員： 2番目の『「知・徳・体」のバランスのとれた「基礎・基本」の徹底』のところ、資料でいうと28ページになるのですが、平成30年度、一番下の「学力に課題がある児童生徒の割合」が、小学校で大幅に上昇していて、異常値と言えるような数字になっているのではないかと思います。この要因というものがもし分かっていたら、教えていただきたいと思っております。

それから、そもそも、この学力に課題がある児童生徒というのは、どういう基準なのかということをお改めて御説明いただければと思っております。

河北義務教育指導課長： まず学力に課題があると捉えているのは、全国学力・学習状況調査におきまして、通過率が40%未満の児童生徒です。学力に課題がある児童生徒の割合の平成29年度と30年度の差についてですが、平成29年度は、広島県では、小学校の国語と算数をまとめた数字が、平均3.9%となっておりますが、全国は4.9%でございます。そして平成30年度は、広島県は平均11%でございますが、全国は13.3%ということで、国の方でも同様に数値が上がっているということから、問題の傾向と言えると思っております。同様に、中学校も平成29年度の全国の平均が11.6%、平成30年度は平均が9.8%ということで、国と同様の数値の動きをしているということで、問題の傾向が関係していると考えております。

中村委員： 先程は学力に課題がある児童生徒の割合だけをお聞きしたのですけれども、一番上の「基礎学力が定着している児童生徒の割合」も同様の傾向ですよね。この項目の評価をする上で、基礎学力が定着している児童生徒の割合というのは非常に意味が大きいところだろうと思って、お聞きしたのですが、この年は質問、問題自体が難しかったということなのですね。分かりました。

菅田委員： 「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合が伸び悩んでいるということなのですが、41ページで、28年度から目標値と実績値を取っているのですけれども、「主体的な学び」が定着している児童というのはいかにどのように判定されているのでしょうかというのの一つと、目標値はおおむね毎年度4%ずつ割合を増加させているのですけれども、実績値は、28年、29年は上昇傾向なのなのですが、30年は少し下がっていますよね。そこら辺はどういったことが要因として考えられているのか、分析はもうされているのかということをお教えください。

河北義務教育指導課長： 小・中学校におきましては、「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合は、広島県教育委員会にて調査しております基礎・基本定着状況調査における課題発見・解決学習に関する質問項目に対する肯定的な回答ということで、質問紙調査から導き出しております。

竹志高校教育指導課長： 高等学校におきましても、「主体的な学び」がどのような形で定着しているか、質問紙でアンケートを取っております。このアンケートについてですけれども、子供たちが、本当に「主体的な学び」とは何かという、深い学びをなぞって、これが分かり始めると、これはまだまだ学習を深めないといけないということに気が始めるというような回答も頂いているところです。大学の教授等ともそういうアンケートの分析等もしたことがあるのですけれども、学びが深まれば深まるほど、自分に対してのメタ認知が厳しくなると、数値が下がることもありますので、一概にこの数値をもって悪いという捉えもできないと考えております。これからは、真の意味での「主体的な学び」を培っていくことを続けていきたいと思っております。

菅田委員： ということは、目標値を年々4%ずつ上げていくということはあまり意味がなくて、目標値は何%以上ということの方がよろしいのではないかなと思うので、目標の見直しも考えていただければと思っております。

沖本経営企画監： この評価の指標の設定につきましては、教育委員会の実施方針を5年ごとに策定しております。来年度から、その改定に着手しようと考えておりますので、その機を見て、その指標の在り方についても検討したいと考えております。

近藤委員： 3ページ以降のところ、主な外部意見ということで評価いただいているのですけれども、主な残された課題と主な取組方向というのが教育委員会で検討・分析して出した方向なのだろうと思うのですけれども、この中で外部の先生からの御意見を取り入れて再検討されているのかどうか。もしされてないとすると、今後その辺り、どこかのタイミングできちんと反映させる予定があるのかということをお教えください。

沖本経営企画監： 大学の先生に、素案の段階で見ていただきまして、そこで頂いた意見を踏まえ、その取組の方向性とか、そういったものを検討した上で、ここに記載しております。

志々田委員： 残された課題と、これからどう取り組んでいくのかということをおワンセットにして事

業評価しているところは全国でも少ないと思いますので、非常に良い評価報告書になっていると思います。

そこまで来ていることを踏まえて、もう1段階お願いがあるのですけれども、基本的に評価というのは、本来評価計画があり、それに対して実施があつて、それを評価するということの段取りになるはずですが、現在でいくと、取組の指標、目標になっているものは、実施方針から出されていて、それに対して、ではどの数値で、どんな内容で評価するのかということ、評価するときによって作っておられると思うのです。本来、この実施方針の目標を達成するために、この数値の目標とこの数値の目標とこういう目標で評価しますという評価計画があつて、それに対して評価がなされるという順番が正しいと思いますので、実施方針の見直しもあるということですので、どういう評価計画で評価をするのかを、一度教育委員会で審議させていただいて、今年はこの評価でいきましょう、皆さん、頑張つて目標を達成しましょうという取組をして、最初に立てていた計画どおり評価をする。後からだったら、幾らでも言い訳ができて、結局自分たちが言いたい評価になってしまう可能性があるのです、実施をする前の段階で目標を設定するというのも一つの評価のやり方だと思うので、是非評価についてもPDCAのPから始められるように、進めていただければなと思います。

沖本経営企画監： ただ今頂いた御意見を踏まえて、必要な対応を検討させていただきたいと思います。

細川委員： 内容に戻らせていただきます。5ページが一番下の「児童生徒の体力・運動能力の向上」のところでございますが、確かに女子は、小・中学校共に全国トップ県との差がございますけれども、数字が劣っているから、それをもって運動が嫌いだと捉えるのは少し早計かなという気がいたします。男子も幾分か、女子に比べたら差は小さいですけれども、全国トップ県との差はございます。そういう意味では、やはり男女ともに体力づくり推進リーダー等で体力・運動能力の向上を図るべきであつて、この表現はもう少し変えられた方が良くないかという気がいたしますが、いかがでございますか。

阿部豊かな心育成課長： 御意見をしっかりと受け止めて、運動嫌いだけではなくて、体力づくりの観点で、男子と女子両方とも、運動能力の向上に努めてまいります。

志々田委員： 前回の中国5県教育委員全員協議会のときに、体力づくりのところの部会に出ていたのですけれども、こういう中学校の結果が、特に女子で低くなる傾向の一つとして、すごく頑張つて50メートル走を走り切るとか、すごく力を込めて球を投げるとか、そういう姿をほかの子に見られると恥ずかしいので、わざと頑張らないで、体力測定の時間に少し力を抜くとか、一所懸命頑張る自分を見せたくないという思春期特有のものがあつて、特に女子にその顕著な傾向があるのだということをお聞きしたことがあります。なので、みんなで頑張ろうとか、体力測定の活動、取組を一所懸命やるのが格好良いのだというような、そういう指導ができると、元々ポテンシャルはある子たちがいっぱいいると思うので、そういう思春期ならではの子供たちの心に寄り添ったような運動の指導、体育の指導ができると良いなと思います。

阿部豊かな心育成課長： 思春期ならではのそういった面もあると思いますので、それぞれの生徒が可能性を最大限発揮できるような、そういった場面を作り出すということが学校教育の中で行われるように、これからも授業も含め教育活動全体で進めてまいりたいと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。  
採決に移ります。  
原案に賛成の方は、挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。  
よつて、本案は、原案どおり可決されました。

第2号議案 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則等の整理について

平川教育長： 続いて、第2号議案、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則等の整理について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長： 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則等の整理について御説明を申し上げます。

不正競争防止法等の一部を改正する法律において、工業標準化法の一部が改正され、「日本工業規格」という名称が「日本産業規格」に改められたことに伴い、関係規則等の規定の整理を行うものでございます。

具体的には、関係規則等の様式の「備考」又は「注」において、用紙の大きさを定めるため、「日本工業規格A列4とする。」等と使われている箇所を、「日本産業規格A列4とする。」等と改正することとしております。

また、この改正を行う様式につきましては、併せて、改元による「平成」から「令和」への改正及び敬称の取扱い変更による「殿」から「様」への改正をすることとしております。

施行期日につきましては、法改正が既に施行されていることから、公布の日といたします。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

( な し )

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

#### 報告・協議 1 令和2年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について

平川教育長： 続いて報告・協議1、令和2年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容につきまして、竹志高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

竹志高校教育指導課長： 令和2年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について御報告いたします。

今回御報告する内容は、令和2年度入学者選抜における校長裁量による実施内容を取りまとめたものでございます。

1ページを御覧ください。まず、選抜（Ⅰ）についてです。実施校数及び学科・コース数は、昨年度から変更はございません。選抜方法といたしましては、各高等学校が共通して実施する面接に加えて、各高等学校、課程、学科・コースの特色に応じて、学力検査以外の独自の選抜方法を実施することができることとしており、各校とも作文、小論文、実技検査等を実施しております。

次に、選抜（Ⅱ）についてです。選抜（Ⅱ）につきましても、実施校数及び学科・コース数は昨年度から変更はございません。選抜方法といたしましては、各高等学校が共通して実施する一般学力検査に加えて、各高等学校、課程、学科・コースの特色に応じて、傾斜配点、全員面接、実技検査、自校作成問題による学力検査、一般学力検査と調査書の割合の変更を実施することができることとしております。これについて、昨年度から幾つかの変更がございましたが、いずれも校長が学校、学科・コースの特色や教育目標、求める生徒像に照らし、自校の入学者選抜の在り方について十分検討を重ね、設定したものであります。

各高等学校の入学者選抜の実施内容については、2ページから4ページにかけて掲載してございます。また、5ページ以降には、選抜（Ⅰ）における学校独自の推薦基準を記載しております。

なお、選抜（Ⅱ）において、受検者全員面接又は実技検査を実施する学校は、それらの配点及び評価項目を各学校が作成する選抜要項において公表することとしております。



説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 変えたところの学校なのですけれども、今年は入試をこのように変えようとか、こういう項目を増やそうとか、学校内でどのように決まるのでしょうか。

竹志高校教育指導課長： 学校において、まず、校務運営会議という会議がありますけれども、そこで各学校の目指す生徒像等を明確にします。生徒像を明確にしたものを基にしながら、また、入試委員会等も設置して、実際に今年入学した生徒がどのように育っているかというものを踏まえながら、来年はどのような入試に変えていこうかと。もっと言えば、過去3年、5年振り返ってみて、子供の状況、変化の状況等も踏まえて、どのような入試をしていこうかということを検討して、入試要項に定めていくという流れでございます。

志々田委員： 各県立学校は、今年からコミュニティ・スクールになっていると思います。今回提案してきている内容を、学校運営協議会で御相談をして、協議したというような学校はあるのでしょうか。

竹志高校教育指導課長： コミュニティ・スクールがこの4月から動き始めたばかりというところで、私どもも、全ての情報は取ってはいないのですけれども、全ての学校が会議をしたとホームページには上げておりますので、そういったものも確認しながら、そういうことを協議しているところについては、学校とも連携を取っていきたいと思っています。ただ、目指す生徒像を明確にするため、第三者の意見を頂くというのは非常に大切なので、こういった項目については間違いなく協議内容を聞きたいと考えております。

志々田委員： 学校運営協議会にお伺いを立てなければ、変えてはいけないということは全然ないのですが、その地域から集まってくる子供たちにとって妥当な入試であるかどうかとか、必然性があるかどうかということは、たくさんの方に見ていただきたいなと思いますので、是非ともこういった入試に関わることも学校運営協議会で話して、また御報告いただければと思います。

近藤委員： 各校で特色ある学校に来てほしい生徒像というものを把握して、その特色に応じた入試をとということなのですけれども、そうであれば、自校作成問題というのは取り入れる学校が増えても良いような気がします。来年度は5校だったのが2校に減っています。この辺りの事情を教えてくださいなと思います。

竹志高校教育指導課長： 委員から御指摘がありましたとおり、5から2ということで減っております。ここについては、「学びの変革」を進めるということから、入試問題については、知識の量だけでなく、思考力、判断力、表現力を問うという問題で、昔と比べますと、入試の質がかなり上がっているということがあります。そういったところを各学校が踏まえて、自校で作ることも大切ではあるけれども、県がやっている入試で十分対応できるという御意見を校長からも聞いておりますので、そういったところでの判断ではないかなと考えております。

菅田委員： 選抜（Ⅰ）における高等学校長が定める推薦基準が、5ページ以降に書いてあるのですけれども、前年度と変わったところというのは。

竹志高校教育指導課長： 丁寧に1個ずつ見ていくことができれば良いのですが、そこまではできてはいませんので、学校とやりとりしながら、変えたところの意図でありますとかもしっかり情報収集して、また発信するようになりたいと思っています。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

#### 報告・協議 2 広島県公立高等学校入学者選抜制度に関するアンケート結果について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 2、広島県公立高等学校入学者選抜制度に関するアンケート結果について、寺田学びの変革推進課長、説明をお願いいたします。

寺田学びの変革推進課長： 広島県公立高等学校入学者選抜制度に関するアンケートの結果について御説明申し上げます。

前回の教育委員会会議におきまして、本県の公立高等学校入学者選抜の在り方について、今後見直しの検討を進めていくことにつきまして、御説明をさせていただいたとこ

ろでございます。この度、その検討を行う際の参考とするため、関係する校長を対象として実施いたしましたアンケート調査の結果を取りまとめましたので、その概要について御説明を申し上げます。

お手元、1枚ものの資料を御覧ください。まず、「2 対象」でございますけれども、県内全ての公立中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の校長、合計344人を対象にアンケートを実施いたしまして、全員から回答いただいたところでございます。

次に、「3 アンケート結果の概要」を御覧ください。まず、今回のアンケートにつきましては、第1に、「各高等学校の特色を生かした入学者選抜の充実を図ること」。そして、第2に、「入学者選抜の質的改善を図るため、制度の『簡素化』を図ること」。第3に、「調査書の『情報』を『整理』すること」。第4に、「現在の入学者選抜制度について、改善した方が良いと思う点」。この4点について実施したものでございます。

アンケートの結果の概要といたしましては、まず、問1につきましては、中学校及び特別支援学校の6割以上、高等学校の7割以上の校長が、「各高等学校の特色を生かした入学者選抜の充実を図ること」について、「充実すべき」、あるいは、「どちらかという充実すべき」といった肯定的な回答を行っております。また、「望ましいと考える入学者選抜の充実策」といたしましては、「特色入試の実施」、あるいは「各高等学校における裁量の拡大」などが挙げられているところでございます。

次に、問2ですけれども、中学校等の9割以上、高等学校の8割程度の校長が、「入学者選抜制度の『簡素化』を図ること」について、肯定的な回答を行っております。具体的な内容といたしましては、「選抜（Ⅰ）と選抜（Ⅱ）の一本化等現行の入試制度の見直し」、あるいは、「提出書類の削減及び簡素化」などが挙げられております。

次に、問3ですけれども、中学校等の9割程度、また高等学校の7割以上の校長が、「調査書の『情報』を『整理』すること」につきましては肯定的な回答を行っております。具体的な内容といたしましては、「客観的事項のみに整理する」、あるいは、「合否判定で活用している事項以外は整理する」などが挙げられているところでございます。

最後、問4ですけれども、「現在の入学者選抜制度について、改善した方が良いと思う点」について調査いたしましたところ、「現行の入学者選抜制度の簡素化」、「書類の削減・簡素化」、あるいは「出願手続の簡素化」など、これまでの問いと重複する部分もございすけれども、こういった点について多くの意見があったところでございます。

結果の概要の説明は以上でございますけれども、アンケートの集計結果を冊子として取りまとめまして、資料の後ろに添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思っております。

最後に、今後のスケジュールでございますけれども、本日御説明いたしましたアンケートの結果等を踏まえながら、入学者選抜制度の見直しについて検討を進めまして、9月の教育委員会会議におきまして、改善の素案をお示ししたいと考えております。その後、パブリックコメントなど、広く意見を頂いた上で、本年中には、新たな「本県公立高等学校の入学者選抜制度」の案をお示ししたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

細川委員： 問2のところ、高等学校のいわゆる否定的な御意見が8.6%となっておりますが、簡素化すべきでないという、代表的な御意見というのはどのようなものがあるのですか。

寺田学びの変革推進課長： いろいろな御意見があるのですけれども、例えば、「選抜（Ⅰ）で、部活動の優秀な生徒を今確保しているが、そういう特色のある子供たちをどのように確保したら良いか」ということですか、あるいは、私学との関係といったところが懸案事項として示されている状況でございます。

中村委員： 子供の数が少なくなってくる中で、小規模校の問題もありますし、学校を維持するという、生徒数を維持するというのを考えれば、どうしても学校の特色を生かした生徒募集に力を入れていかなければいけないと思うのですが、現状は、報告・協議1の中で選抜（Ⅰ）の、高等学校長が定める推薦基準というものをざっと見ても、ほぼ同じような内容になってしまっているなというように感じました。だから、この入学者選抜制度を改革して、よりそういう特色を生かせる高校に変えていくという努力は本当にすべきだと思うのですが、このアンケートが一般保護者対象とかであったら分かるのですが、中学、特支、高校の校長先生へのアンケートであることを考えると、私も、各項目の否定的、あるいはどちらとも言えないという回答が思いのほか多いなという感想

なのでですね。ですから、その意味するところは何なのかというところがすごく気になりますので、誤解とか思い込みとかなのか、それとも、本当に何か考慮すべきことがあるのか。是非その辺りを少し丁寧に分析してもらいたいと思います。

寺田学びの革新推進課長： 冊子の方には入れさせていただいているのですが、例えば、「充実を図るべきではない」とか、あるいは、「どちらとも言えない」と回答された校長先生については、その理由がどういうことなのかということも併せて聞くようにしております。その際に、「何が何でも反対というわけではなくて、具体的なイメージがちょっと湧きにくいので、今の時点では何ともお答えができません」というような声ですとか、あるいは、「今の入学者選抜制度で非常に長くやってきているので、それが変わっていくということについて少し慎重に考える必要もあるのではないか」というような御指摘とか、あるいは、「制度自体はできるだけ複雑にしない方が、子供たち、保護者にとってはやりやすいのではないか」というような御意見がありました。これからの制度の改善の方向性、あるいは説明の仕方、運用等々によって解消できるものもたくさんあると思っておりますので、そういった点については、この自由記述の内容を踏まえながら検討させていただこうと思っています。

志々田委員： このアンケートを344人の校長に配付し、回収率が何%ですか。

寺田学びの革新推進課長： 100%でございます。

志々田委員： 100%なら良かったです。答えていない方がいらっしゃるといけないと思ひまして、無言の抵抗もあるかなと思ひましたので。

菅田委員： こういったアンケートは今回初めてですか。

寺田学びの革新推進課長： もちろん日常的に校長先生方と意見交換等は行っておりますが、今回、入学者選抜の改善について検討するというところで、こういった形でのアンケートを初めて行ったというものです。

菅田委員： 本県が進めている「学びの革新」、「主体的な学び」とか、「個別最適化」とかについて、中学校、高校の先生たちの意識の調査にもつながるような気がしますので、今後は、毎年取られた方がよろしいかなと思います。

寺田学びの革新推進課長： どういった形で取らせていただくかというところはありますけれども、これから実際に制度改正をすれば、運用というところが当然出てまいりますので、その部分は、校長先生方の声を聞きながら、やっていきたいと思ひます。

細川委員： 中村委員が、先ほどおっしゃったのですけれども、選抜（Ⅰ）で各学校の特色があまりなかったということ踏まえまして、問1の特色入試の実施とか、各高等学校における裁量の拡大、これも、また同じようなものにならないかということも感じます。特に裁量の拡大ということになると、中学生が各学校の裁量とはどのようなものかというようなことなども気になるとは思ひますが、そういう周知の方法とか、内容のことについてはいかががお考えなのですか。

寺田学びの革新推進課長： おっしゃるように、例えば各高等学校における学校の働き方改革等を含めまして、補完というところや、あるいは学校に対してどのように支援ができるかというところは考えていかななくてはならない点であろうかと思ひしておりますけれども、ただ他方で、入学者選抜は、学校のスクールポリシー、あるいはミッションと直結する非常に重要な点であると思ひしております、それについて改めてしっかり学校で御議論いただくということが大切なのではないかと思ひしております。先ほどの御指摘の部分でいえば、これまでの部分については、選抜（Ⅰ）、いわゆる推薦入試の部分について、こういった基準でということを示しているわけでありまして、本来であれば、これだけではなく、選抜（Ⅱ）を含めまして、入学者選抜制度全体についてどうあるべきかということが議論されて、それが子供たちに分かるように示されていくべきであると思ひしております、それは、学校の校長先生方をしっかり支えていくということが大前提になりますけれども、そういった議論をこれから進めていくと。それが実現可能な制度設計をしていくということが重要ではないかと思ひしております。

細川委員： その辺のところは、県教育委員会が各高等学校にいろいろと御指導はされるつもりなのですか。

寺田学びの革新推進課長： どれくらいのところまでフレームを示すかというところで関わってくるかなと思ひしております。今の時点では、「各高等学校の裁量をもっと増やしてほしい」、「特色化をさせてほしい」というような御指摘がある中で、「完全に各高等学校において設定していただいて結構です」というようにするのか。さすがにそうではなく、「この部分については教育委員会の方で、ある程度の基準みたいなものを設けさせていただく」とするのか。そ

のバランスだと思っております、それは校長先生方の意見も踏まえながら、具体的な中身は検討していきたいと思っております。

細川委員：先ほど少し申し上げましたように、受検生である中学生ですよね、その受検生にとって、裁量というのが非常に気になると思うのですよ。その辺のところはどのようにお考えですか。

寺田学びの変革推進課長：正に周知に係ってくる問題かなと思っております。各高等学校がそれぞれ、「このようにうちの学校は特色化をしました」というところを、できれば入学者選抜の中身だけではなく、この学校の教育活動の売りみたいなものと併せて示していく必要があると思っております、「うちの学校はこういった力をしっかり育成する学校なので、入学者選抜ではこの点を重視します」というようなものが各学校においてしっかりと示されて、中学校や、あるいは保護者、中学生たちに示されていくということが非常に重要であると思っております、それについては、各学校に全てやってもらうのか、教育委員会である程度まとめていくのかということも含めて、今後検討していくことが必要になると思っております。

志々田委員：部活動の生徒を採りたいということが、選抜（Ⅰ）を失くすことを反対する理由として上がってきたのですけれど、それは学校が目指すべきスクールポリシーとどう関連しているのでしょうか。

寺田学びの変革推進課長：あくまで一つの特色というところで挙げられているわけですが、御指摘のとおり、法令的に申し上げますと、部活動自体は、いわゆる教育課程外の学校における教育活動ということになっておまして、言ってしまうと、その子は全体の中でかなり一部の子たちということになります。そうではなくて、やはり全体として、その特定の部活動だけではなく、全体として、その学校の生徒たちをどのようにしていくのかという議論が大事だと思っております、そういった視点からも、今回の制度全体の見直しというところの部分があると思っております。

志々田委員：おっしゃられることが正しいことだと思いますので、校長先生方によく御理解をいただかないと、結局、良い生徒が欲しいと言っている生徒が何なのかということですよ。今回、県立の高校が甲子園に出るといのは本当に喜ばしいことですが、本来、県立学校が求めていること、入試に求めていることと、そういう晴れがましいことというのは全然別なのに、校長先生の立場になると、それが一緒になってしまう可能性があって、この入試自体の議論を阻害しかねないと思いますので、やはりスクールポリシーに合った入学者選抜制度を考えていただけるように、御説明と、それから研修をしていただければと思います。

平川教育長：ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長：以上で本件の審議を終わります。

### 報告・協議 3 平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の結果の概要について

平川教育長：続きまして、報告・協議 3、平成31年度全国学力・学習状況調査の結果の概要につきまして、河北義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

河北義務教育指導課長：それでは、報告・協議 3、平成31年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について御説明いたします。

お手元の資料 1 ページを御覧ください。本調査は、平成31年 4 月 18 日に小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部の第 6 学年 467 校、中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校、特別支援学校中学部の第 3 学年 239 校の全児童生徒を対象として実施いたしました。

それでは、「3 教科に関する調査の結果」についてです。今回出題された学習内容につきまして、小学校は、国語及び算数において平均正答率が全国を上回っておりました。中学校は、国語において平均正答率が全国を上回っておりました。数学及び英語においては、平均正答率が全国と同程度でございました。

それでは、小学校国語と中学校英語を取り上げまして御説明いたします。

資料の 2 ページを御覧ください。上側が小学校国語、下側が中学校英語でございます。

一番上の二重線の枠の中にありますように、小学校国語につきましては平均正答率が66%で、全ての領域等において平均正答率は全国平均より高くなっております。

その下の左側の「正答数分布グラフ」を御覧ください。棒の部分が広島県です。折れ線の部分が全国を示しております。グラフが右肩上がりの山型になっていることから、出題された内容について、おおむね定着しているということが分かります。特に、広島県では、14問中11問以上正答した児童の割合が全国よりも高くなっております。

右側の「領域等別平均正答率」につきまして説明いたします。こちらは、広島県は国語の全ての領域等において平均正答率が全国より高くなっていることが分かります。さらに、グラフの下には、正答率上位の2問と、正答率下位の2問を示しております。

続いて、下側、中学校英語ですが、こちらにつきましては平均正答率が56%で、全国と同程度でございましたが、領域別に見ますと、「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」において平均正答率は全国よりわずかながら低いという状況でございました。

具体的に英語の問題を使って説明します。3ページを御覧ください。3ページ、8の設問ですが、食糧問題について書かれた資料を読んで、その問題に対する自分の考えを書くという記述式の問題であり、本県が10.7%の通過率、全国が10.9%と、「読むこと」の領域の中で平均正答率が最も低い問題でございました。正答例といたしましては、「We should not buy too much food.」など、食糧を無駄にすることを止めるために自分ができることについて、十分理解できる英語で回答しているものが挙げられます。こうした問題で求められている力を生徒に付けるため、指導方法の改善に当たっては、聞いたり読んだりしたことについて、生徒同士で意見を述べ合ったりする、あるいは、その内容を英語で書いてまとめたり、自分の考えを英語で書いたりするなど、複数の技能を統合した言語活動を工夫することが大切です。

今後、調査結果のより詳細な分析を行うとともに、各学校において調査結果の分析等に基づいた授業改善が進むよう、校内研修支援プログラム、「I P P O（いっぽ）」を配付いたします。この「I P P O（いっぽ）」は、調査結果のデータを読み込むことにより、自校のデータが表示された校内研修用のシートを作成することができるもので、広島県独自のプログラムです。このプログラムを提供することにより、各学校における調査結果の分析等に基づいた授業改善を支援してまいります。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 中学校の英語で、「話すこと」は都道府県別の公表が行われていないと書いてあるのですけれども、どういう理由で行われないのですか。

河北義務教育指導課長： 文部科学省の平成31年度全国学力・学習状況調査の実施要領において、各学校のICT環境が様々であることから、平成31年度に限り、特例的な措置として、「話すこと」に関する問題の結果については、全国の平均正答数及び平均正答率を別に集計して、参考値として公表することとして、都道府県別、指定都市別の公表は行わないということになっております。

近藤委員： 今回は、中学校の英語に課題が見られたということなのですが、中学校の英語について、例えば直近3年くらい、広島県ではどのようなところに課題があって、どのようなところに重点を置いて指導、改善等をしてきたのかということをお教えください。

河北義務教育指導課長： 中学校英語の全国学力・学習状況調査は、今年度初めて実施されておまして、昨年度はしておりませんので、ここ2、3年のデータはないのですが、この通過率とは別に質問紙を取っておりまして、英語の学習に関する生徒の質問紙を見ますと、「あなたは将来、積極的に英語を使うような生活をしたり職業に就いたりしたいと思いませんか」であるとか、「あなたはこれまで学校の授業や、そのための学習以外で日常的に英語を使う機会が十分にありましたか」という質問項目において、全国平均を2ポイント下回るということが結果として出ておりました。この2ポイントというのは、やはり大きな数字だと考えております。これらのことから、生徒の英語を学ぶ意欲、関心を高める工夫であるとか、実際に英語を使う機会の設定等を進める必要があるのではないかと考えております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

続いて、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方

は御退席をお願いいたします。

(14 : 04)

【非公開審議】

第4号議案 広島県博物館協議会委員の任命について

広島県博物館協議会委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

報 第1号 知事の専決処分に対する意見について

知事の専決処分について、審議の結果、全員賛成により承認した。

報告・協議4 令和2年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

令和2年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について協議した。

報告・協議5 令和2年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について

令和2年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について協議した。

第3号議案 教職員人事について

県立学校教諭の自動車の酒気帯び運転での交通事故に係る人事措置（懲戒免職）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(15 : 14)